

平成19年 5月11日(金)~20日(日)

春の全国交通安全運動実施

やさしさが
走るこの街
この道路

「やさしさが 走るこの街 この道路」をメインスローガンに、5月11日(金)~20日(日)の10日間、春の全国交通安全運動を実施します。春の交通安全運動では、新入学児童等に対する交通ルールの理解と正しい交通マナーの習慣付けが重要な課題です。また、本格的な高齢社会への移行に的確に対処するため、子どもと高齢者の交通事故防止を運動の基本に、4つの重点目標を定めました。詳しくは田無警察署 ☎467-0110 または市地域政策課 ☎470-7764 へ。

子どもと高齢者の交通事故防止

外出時には、信号を守ること、横断歩道を渡ること、などの交通ルールを守りましょう。
夜間に外出するときは、ドライバーから良く見える明るい服装で出掛けましょう。
ドライバーの皆さんは子どもや高齢者を見掛けたら、徐行や十分な間隔を保持するなど、「思いやりのある運転」に心掛けましょう。

二輪車の交通事故防止

普段から命の大切さや社会的責任について語り合い、二輪車を運転して外出するときには、スピードの出し過ぎや無理な追い越しをしないなど、家族が一声掛け、注意を喚起しましょう。

飲酒運転の根絶

飲酒運転が重大交通事故に直結する悪質な犯罪であることを自覚し、「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない」を必ず守りましょう。

東久留米市交通安全協会会員と東久留米市交通安全少年団員を募集

交通安全協会会員として、地域に密着した交通安全推進活動を積極的に参加できる方、交通安全少年団員としてさまざまな訓練や団体活動を通じて、交通ルールやマナーを身に付け、健康で積極的に活動できる小学生を募集しています。詳しくは交通安全協会連合会事務局 ☎461-1335 へ。

自転車の安全利用の推進

- 自転車も車と同じ「車両」であることを認識して、交通ルールを守り、正しいマナーで歩行者への思いやりを持って乗ることを家族で話し合しましょう。
- 自転車の転倒事故から子どもを守るために、子どもにはヘルメットをかぶせましょう。

後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性和効果について話し合い、正しく着用する習慣を付けましょう。
- 同乗者のシートベルト着用も運転者の責任です。後部座席を含む全員に着用を促しましょう。

運転者講習会
開催
5月11日(金)

【日時】5月11日(金)午後7時~8時
【会場】中央図書館視聴覚ホール
【内容】田無警察担当官による交通安全の講話と映画上映
【持ち物】お持ちの方は運転者講習カード
詳しくは田無警察署 ☎467-0110 または市地域政策課 ☎470-7764 へ。

自転車の正しい乗り方

自転車を安全に利用するために

ご存じですか?

自転車は「車両」です

自転車は、手軽で便利な乗り物で子どもから高齢者まで幅広く利用されていますが、**信号無視や安全不確認、歩道通行時における歩行者への通行妨害、夜間の無灯火走行など、交通違反やマナーの低下に起因する交通事故や迷惑行為が多発しています。**自転車を安全に利用し、周囲に迷惑を掛けることのないよう基本的なルールをもつ一度確認しましょう。
自転車は、法令に定める車両です(道路交通法第2条第1項第8号、同項第11号)。

こんなところに気を付けて!
交差点で大きな車が曲がる時、後輪に巻き込まれないようにしましょう。車が通り過ぎてから渡るようにしましょう。



夕暮れときは、早めにライトを点灯しましょう
車や歩行者に、自分の存在を知らせるために、ライトの点灯と自転車の側面にも反射材を付けましょう
【夜間無灯火】5万円以下の罰則・過失罰あり



「一時停止」の標識のある場所や「見通しの悪い交差点」では、必ず止まって安全を確認しましょう
【一時停止違反】3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金・過失罰あり



「自転車通行可」の標識のある歩道では、歩行者の通行に迷惑にならないようにしましょう
【歩行者通行妨害】2万円以下の罰金または料

自転車事故で事故を起こすと責任を問われます!
民事上の責任
交通事故によって他人を死亡させたり、けがをさせた場合、損害賠償という形で金銭上の責任が問われます(自転車の事故により相手方を死亡させ、1000万円の損害賠償の支払いを命じられた例もあります)。
刑事上の責任
交通事故に対する刑罰には、懲役、禁固罰金、料金の4つの種類があります。

酒を飲んだら、絶対に乗らないようにしましょう
【酒酔い運転】3年以下の懲役または50万円以下の罰金



信号は、絶対に守りましょう
【信号無視】3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金

